

## 1 目的

この要領は、民間における配偶者暴力（以下「DV」という。）防止、被害者支援等に関する自主的な学習会、会合等に、専門的知識や経験を有する人物をアドバイザーとして派遣する、令和4年度東京ウィメンズプラザ配偶者暴力防止等民間活動助成事業アドバイザー派遣（以下「アドバイザー派遣」という。）に際し必要な事項を定め、民間におけるDV防止等の活動を支援し、人材の育成を図ることを目的とする。

## 2 事業内容

民間団体又はグループが自主的に実施するDV防止、被害者支援等に関する学習会、会合等に対して、また、DV防止、被害者支援等を行っている民間団体又はグループが活動を継続していく上で必要な基盤整備、財源確保等について、専門的・効果的な助言、指導等を行うアドバイザーを派遣する。

## 3 アドバイザー派遣対象者の要件

アドバイザー派遣の対象となる者は、次に掲げる事項に該当する民間団体又はグループとする。

- (1) 東京都内に事務所又は活動拠点を有していること。
- (2) 特定の政党、これに類する政治団体等又は宗教活動若しくは営利活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体又はグループは、この要領に基づくアドバイザー派遣の対象としない。
  - ア 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
  - イ 団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

## 4 アドバイザー派遣対象事業の要件

上記2に定める内容のもので、令和5年3月31日までに実施及び終了するものであること。

## 5 派遣の申請

アドバイザー派遣を受けようとする団体又はグループ（以下「申請者」という。）は、東京ウィメンズプラザ所長（以下「所長」という。）に対し、アドバイザー派遣申請書（別記第1号様式）及び申請者調書（別記第2号様式）を提出する。

## 6 派遣対象事業の内定

所長は、上記5による申請があったときは、申請内容について派遣の適否を審査し、派遣を適当と認めるときは、アドバイザー派遣対象事業内定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

なお、所長が必要と認めるときは、申請者が上記3（3）に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

## 7 アドバイザーの推薦

所長は、上記6による内定を受けた申請者に対し、申請内容に見合った専門的な知識や情報を有する者、DV防止等に係る活動を積極的に実践している者その他のこの事業の実施に関し適当であると認められる者

を、アドバイザー推薦書（別記第4号様式）によりアドバイザーとして推薦する。

## 8 派遣の依頼

申請者は、アドバイザーとの間で依頼内容、派遣日時及び派遣場所について合意したときは、所長に対し、アドバイザー派遣依頼書（別記第5号様式）を提出する。

## 9 アドバイザーの依頼及び派遣の決定

所長は、上記8による依頼があったときは、アドバイザーの派遣内容を決定し、アドバイザー依頼書（第6号様式）によりアドバイザーに依頼するとともに、アドバイザー派遣決定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知する。

## 10 アドバイザーの派遣回数

アドバイザーの派遣回数は、1事業につき3回かつ6時間を限度とする。ただし、所長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

## 11 費用の負担

- (1) 東京都は、アドバイザー派遣に関する費用のうち、アドバイザーに対する謝金を負担するものとする。その他の経費は、申請者がこれを負担する。
- (2) 謝金は、別表「アドバイザー謝金支払基準表」による金額を支払う。
- (3) 東京都の負担は、予算の範囲内で行うこととする。

## 12 派遣内容の変更

- (1) 申請者は、アドバイザー派遣決定通知後に事業の内容等の変更（(2)に該当するものを除く。）を行うとき又はアドバイザー派遣を中止するときは、事前にアドバイザー派遣変更・中止承認申請書（別記第8号様式）を所長に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、アドバイザー派遣に係る事業の実施日時等軽微な変更については、事前に所長に報告するものとする。
- (3) 所長は、(1)の申請があったときは、申請の内容を審査の上、その結果をアドバイザー派遣変更・中止承認通知書（別記第9-1号様式）又は不承認通知書（別記第9-2号様式）により申請者に通知する。

## 13 派遣の中止

所長は、アドバイザー派遣決定後に、申請者がこの要領の規定に違反したとき又は派遣の目的を達成することができないと認めたときは、派遣を中止することができる。

## 14 実施報告

アドバイザー派遣を受けた申請者は、事業終了の日から14日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、アドバイザー派遣結果報告書（別記第10号様式）を所長に提出しなければならない。

## 15 団体代表者等の変更

申請者は、団体又はグループの名称、所在地、代表者等を変更した場合には、それを証する書類を添付して、遅滞なく所長に届け出なければならない。

## 16 その他

- (1) アドバイザー及び申請者（申請団体又はグループの事務担当者を含む。）は、この事業によって知り得

た秘密及びこれを含む文書、図面、知識等を他に漏らしてはならない。  
(2) この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (略)

別記様式 (略)